

広島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第六十二号

広島県会計規則の一部を改正する規則

広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

四 地方法人特別税

第四十二条第二項中第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 地方法人特別税

十一 住民税直接徴収金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。